

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会 設置要綱

第1章 総則

(設置)

第1条 霞ヶ浦（西浦）中岸の湖岸域に係る自然環境の再生を図るため、自然再生推進法（平成14年法律第148号）第8条に基づく自然再生協議会を設置する。

(名称)

第2条 設置する自然再生協議会の名称は、霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会（以下「協議会」という）とする。

(自然再生事業対象区域)

第3条 協議会が対象とする自然再生事業対象区域は、霞ヶ浦（西浦）中岸の田村揚排水樋管から戸崎1号排水樋管に至る区間（概ね西浦中岸6.0km～9.5kmの区間）の湖岸域とする。

2 前項に掲げる区域を田村・沖宿・戸崎自然再生地（以下「自然再生地」という）と称する。

第2章 目的及び協議会所掌事務

(目的)

第4条 協議会は、自然再生地における自然再生事業（以下「自然再生事業」という）の実施にあたり、その構想を作成し、自然再生事業に関する実施計画の案について協議し、及び自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

(協議会所掌事務)

第5条 協議会は、次の事務を行う。

- (1) 自然再生地に係る自然再生全体構想を作成すること。
- (2) 自然再生地に係る自然再生事業実施計画の案について協議すること。
- (3) 自然再生地における維持管理及び改良を含む自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うこと。

第3章 委員

(委員)

第6条 協議会は、次の各項について選出される委員をもって構成する。

- (1) 自然再生事業に参加しようとする茨城県に在住若しくは在勤する個人、又は茨城県内に活動の根拠を置く法人若しくは団体の代表者
 - (2) 自然再生地に係る土地所有者等であって、自然再生事業に参加しようとする者
 - (3) 自然再生地を含む霞ヶ浦の自然環境に関して専門的知識を有する者
 - (4) 自然再生地を行政範囲に含む茨城県、土浦市及びかすみがうら市の職員
 - (5) 自然再生地の管理に携わる国土交通省及び独立行政法人水資源機構の職員
- 2 前項第1号に係る委員の選出は公募による。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(途中参加委員)

第7条 協議会には、前条による委員のほか、途中参加委員を加えることができる。途中参加委員の任期は第6条に定める委員の残任期間に同じとする。

- 2 協議会の委員から推薦された者は、第12条に定める協議会の会議における合意を経て途中参加委員となることができる。
- 3 その他途中参加委員となることを希望する者は、第15条に定める運営事務局に対しその意思表示を行い、第12条に定める協議会の会議における合意を経て、途中参加委員となることができる。

(委員資格の喪失)

第8条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡若しくは失踪の宣告、又は委員が属する団体若しくは法人の解散
- (3) 解任

(辞任)

第9条 委員は、やむを得なき事由ある場合は、辞任することができる。なお、辞任しようとする者は、第15条に規定する運営事務局に連絡しなければならない。

(解任)

第10条 協議会の名誉を傷つけ、又は協議会の目的、自然再生推進法若しくは同法第7条に規定する自然再生基本方針に反する行為があった場合には、協議会は、第12条に規定する協議会の会議における出席委員の過半数の賛同を経て委員を解任することができる。

- 2 解任の決定を諮るに先立ち、解任されようとする者には、協議会の会議において弁明の機会が与えられなければならない。

第4章 会長及び副会長

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長の選出は委員の互選による。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合は職務を代行する。

第5章 会議及び専門委員会

(協議会の会議)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という）は、会長が招集する。

- 2 会長は会議の議長となる。
- 3 議長は、会議の進行に際して専門的知識を有する者の意見を徴することが妥当と認める場合又は委員から専門的知識を有する者からの意見聴取の発議があり、かつ会議における合意を得た場合には、専門委員会を設置し、会議のほかに専門的協議を行うよう要請することができる。

(専門委員会)

第13条 専門委員会の委員は協議会の委員のうちから選任する。

- 2 議長は専門委員会の委員長1名を指名する。委員長は専門委員会を統轄するとともに、副委員長1名を指名してその補佐を受ける。
- 3 専門委員会は、付託された専門事項について協議し議長に報告する。
- 4 専門委員会は、必要と認める場合、委員でない専門的知見を有する者の出席を求めて意見を徴することができる。

(公開)

第14条 協議会の会議は公開を原則とする。

- 2 会議の開催に関する事項及び議事要旨等については、霞ヶ浦河川事務所ホームページに掲載することにより公開する。

第15条 協議会の会務を円滑に処するため、国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所に運営事務局を置く。

- 2 協議会の委員は運営事務局の事務に参加することができる。

第6章 運営事務局

(運営事務局)

(運営事務局の所掌事務)

第16条 運営事務局は、次に掲げる事項に関する事務を行う。

- (1) 会議等(専門委員会を含む。以下同じ)の開催、協議及び進行その他に関する事項
- (2) 会議等の議事録及び議事要旨の作成並びにその公開に関する事項
- (3) その他協議会の運営に関し、会長が必要と認める事項

第7章 補則

(要綱施行)

第17条 この要綱に定めることのほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会議における合意を経て会長が別に定める。

(要綱改正)

第18条 この要綱の改定は、委員の過半数が出席する会議における過半数の同意による。

- 2 要綱の改定に係る委員の発議は、出席委員の過半数の賛同により採択し、採択した案件については可能な限り速やかに協議する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年10月31日から施行する。
- 2 この要綱は、平成17年10月2日から施行する。
- 3 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成21年3月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和5年3月10日から施行する。

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会 委員名簿

区分	No.	氏名および所属	
会長	1	福島 武彦	筑波大学 名誉教授
副会長	2	堀越 昭	一般社団法人霞ヶ浦市民協会 理事
学識者	1	平井 幸弘	駒澤大学 文学部 地理学科 教授
	2	西廣 淳	国立環境研究所 気候変動適応センター 副センター長
団体委員	1	鈴木 幸雄	霞ヶ浦漁業協同組合 かすみがうら支部 支部長
	2	浜田 浩幸	沖宿土地改良区 理事長
	3	土肥 操	沖宿町町内会（区） 区長
	4	外塚 潔	霞ヶ浦グラウンドワーク 会長
	5	大久保 和男	一般社団法人霞ヶ浦市民協会 理事
	6	嶋田 一郎	田村町区 区長
	7	吉田 幸二	特定非営利活動法人 水辺基盤協会 理事長
	8	飯村 甚	霞ヶ浦問題協議会 事務局長
	9	有吉 潔	霞ヶ浦湖岸植物同好会 代表幹事
個人委員	1	高橋 修一	
	2	山根 幸美	
	3	城之内 健一	
	4	小栗 幸雄	
	5	浜田 文男	
地方公共団体	1	茨城県 政策企画部 水政課 課長	
	2	茨城県 政策企画部 地域振興課 課長	
	3	茨城県 県民生活環境部環境政策課 課長	
	4	茨城県 県民生活環境部環境対策課 課長	
	5	茨城県 霞ヶ浦環境科学センター センター長	
	6	茨城県 農林水産部漁政課 課長	
	7	茨城県 農林水産部霞ヶ浦北浦水産事務所 所長	
	8	茨城県 水産試験場内水面支場 支場長	
	9	茨城県 農林水産部水産振興課 課長	
	10	茨城県 農林水産部農地局農村計画課 課長	
	11	茨城県 土木部河川課 課長	
	12	土浦市 環境保全課 課長	
	13	かすみがうら市 市民部 環境保全課 課長	
関係行政機関	1	国土交通省 霞ヶ浦河川事務所 所長	
	2	独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所 所長	

第 35 回 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会

議事概要(案)

日 時：令和 6 年 3 月 15 日（金）10：00～12：00

会 場：茨城県霞ヶ浦環境科学センター 多目的ホール

出席者：計 25 名（会場参加 19 名、WEB 参加 6 名）※事務局、傍聴者除く

1. 自然再生協議会の今後のあり方について

(1) 田村・沖宿・戸崎地区の自然再生事業と本協議会の運営について（説明・報告）

- 自然再生事業と本協議会の今後の運営について事務局より説明し、今後の協議会のあり方について以下の案を示した。

案 1：令和 6 年度末をもって本協議会を解散する

案 2：事務局をメンバーに引継いでいただき、可能な範囲での協議会活動を継続する

【主な意見等】

1-1：平井委員

- ・昨年 3 月の協議会でも、本協議会の方向性や事務局をどう引き継ぐのか、検討していこうとの合意があった。
- ・全国の協議会のやり方、体制、課題は色々ある。それを知ったうえで、我々がどういうスタンスで協議会を進行していくか考えたい。

1-2：西廣委員

- ・国土交通省が事務局を続けられないとなると、協議会の継続は難しいと思われるが、継続する方針となれば、私も微力ながら協力したい。
- ・土木工事で得たノウハウだけでなく、いかに住民の方の声を取り入れて進めるかが重要である。

1-3：牧委員

- ・これまでの取り組みの成果を評価して具体的な方針として掲げていただければ、我々が努力してきた意味を見出すことができるが、具体策がない現状では、取り組みを継続することは難しいであろう。

1-4：福島会長

- ・本協議会の取り組みをとりまとめることは我々の責務としてやっていく。その成果や実績を霞ヶ浦全域に広げていく。
- ・科学的な知見に基づいて、成果及び課題についてとりまとめて、今後の活用につなげる。

1-5：小栗委員

- ・案2の中で環境省への確認が必要と書かれているが、感触がわかれば教えていただきたい。もし解散が認められない場合、事務局を継続し活動休止という形とするのか。
- ・協議会を継続して運営するのには費用がかかるが、助成金や補助金はあるのか。

1-6：事務局

- ・1点目の質問については、環境省に確認を取ったところ、現在の規定には協議会の解散についての文面は含まれていないが、今後解散する場合の規定を盛り込むための改定を行うとのこと。改定がいつになるかは不明。
- ・2点目の補助金に関する質問については、この場でお答えできないので情報収集を行う。

1-7：平井委員

- ・本協議会は様々なステークホルダーが関わっている大きな団体であり、これを引き継ぐのは困難である。
- ・本協議会が解散となると、様々な立場の方々が議論していた組織を失うことになる。霞ヶ浦には他に研究者、住民団体、行政が包括的に関わる団体はあるのか。

1-8：福島会長

- ・協議会の存続については、今日決定するのではなく、時間をかけて考えを整理し、事務局など関係者が存続を検討する。
- ・協議会の運営を引き継ぐ団体等があればR6年の前半には立候補していただきたい。

1-9：平井委員

- ・第3案として、行政が中心に集まっている霞ヶ浦問題研究会や霞ヶ浦の水質に関して議論している団体などに、協議会の一端を担ってもらう可能性を検討してはどうか。
- ・国土交通省、環境省関連で全国の事例を収集、参考とし、R7年以降の協議会の運営方針を決めてはどうか。

1-10：事務局

- ・関連情報については、収集・整理を行う。
- ・案3として活動の一部分だけでも継続できないか検討する。
- ・来年度末の協議会を待たず、途中段階でも皆様からご意見をいただく機会を作る。

1-11：福島会長

- ・今後、事務局が各種情報を整理し、会員の皆様にご提供する。次にどのような決定をするのか原案を作っていくための議論の場を設ける。
- ・もし解散することとなれば、今後の自然再生地の利活用について検討したい。

2. 本協議会の活動成果と令和5年度の活動報告について

(1) 自然再生地の整備効果と協議会活動の成果について(報告)

- 自然再生地の整備効果および協議会活動の成果について事務局から報告した。

【主な意見等】

2-1：平井委員

- ・我々が取り組んできたことを評価する上で、課題についてはきちんと残して関係者がフォローできるような方法を考えていくべきである。

2-2：小栗委員

- ・A区間は樹林化の進行が確認されているので、維持工事等で対応していただきたい。
- ・I区間では県の希少種に登録されているセイタカヨシも増えている。セイタカヨシは堤防の法面に多く生育しているので、除草する時に配慮が必要である。

2-3：事務局

- ・自然再生地は今後も利活用ができるように配慮したい。事務所で除草などの整備を行うことはできる。
- ・除草は、環境科学センターとも連携しながら今後も継続したい。

(2) 自然再生地における絶滅危惧種と外来種の生育状況について(報告)

- 自然再生地における絶滅危惧種と外来種の生育状況について、霞ヶ浦湖岸植物同好会の二階堂委員、霞ヶ浦環境科学センターの小幡委員より報告いただいた。

【主な意見等】

2-1：清水副所長

- ・霞ヶ浦環境科学センターと霞ヶ浦湖岸植物同好会の長年のご尽力と、小幡委員のような専門家の知見が合わさった成果となっている。ぜひこの成果を残していきたい。

(3) 令和5年度の活動報告(報告)

- 令和5年度の協議会活動(特定外来生物(植物)の除去、オオバナミズキンバイの除去、草刈り)および協議会委員(霞ヶ浦環境科学センター、霞ヶ浦湖岸植物同好会、小栗委員、水辺基盤協会)の活動について事務局から報告した。

(4) 自然再生協議会全国会議の参加報告(報告)

- 令和5年自然再生協議会全国会議への参加報告について、福島会長から報告頂いた(報告)

3. その他の報告

(1) 試験施工について(説明・報告)

- H区間で実施した試験施工の施工状況および、今後のモニタリング実施について事務局から報告、説明した。

(2) 地元の利用促進について(説明・報告)

- 自然再生地の今後の利活用について、事務局より以下の2点を説明した。
 - ① R7年度以降、堤防法面の除草などの堤防の維持管理は、霞ヶ浦河川事務所が引き続き実施する。
 - ② 自然再生事業で整備した設備は、注意喚起の看板を設置したうえで、一般利用者に自由に利用してもらうこととする。ただし、安全管理上の問題があった場合には、立ち入り禁止対策を実施する可能性がある。

(3) 委員の更新と令和6年度の活動計画(報告)

- 委員の更新(退会、変更、団体委員から個人委員への変更)および、次年度の活動計画案について事務局より報告した。

【主な意見等】

3-1：福島会長

- ・ R6年度前半期間での課題として、全国の様々な団体の活動情報を整理し、情報を発信することとしたい。
- ・ 協議会を解散することとなった場合に、成果のとりまとめ方法、今後の活用、管理の在り方についてご意見をいただきたい。
- ・ 解散するとなれば、成果をとりまとめる作業を行う。R6年度中のとりまとめが必要か、さらに時間を要するのかも含めてご検討いただき、ご意見を集約したい。

3-2：平井委員

- ・ 今後の方針についてよく議論した上で、協議会を幕引きまたは継続とするか、学識者にも積極的に意見を聞き考えていきたい。

4. 情報提供

- 今後の霞ヶ浦河川事務所の取り組みについて情報提供を行った。

以上